

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

日本興業株式会社

2021年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

香川県さぬき市志度 4614 番地 13
日 本 興 業 株 式 会 社
代表取締役会長兼社長 多田 綾夫

当社は、2021 年 1 月 26 日付でエヌアイシー株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、エヌアイシー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく事項は、下記のとおりであります。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2021 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続きの経過

（1）差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本合併の差止請求について該当はありません。

（2）反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2021 年 2 月 18 日付で官報に公告を行うとともに、同日付の個別通知により、債権者に対し本合併に対する各別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続きの経過

(1) 差止請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 に定める吸収合併をやめることの請求をすることができません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求をすることができません。

(3) 債権者の異議

当社は、2021 年 2 月 18 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社であるエヌアイシー株式会社の資産、負債およびその他権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定による吸収合併消滅会社の事前開示書類

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 9 日（予定）

7. その他の重要な事項

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2021 年 2 月 18 日

エヌアイシー株式会社

2021年2月18日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区芝2丁目29番11号
エヌアイシー株式会社
代表取締役専務 福田 将司

2021年1月26日付でエヌアイシー株式会社（以下、「当社」という。）と日本興業株式会社（以下、「日本興業」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、日本興業を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は、下記のとおりであります。

記

1. 吸収合併契約の内容

2021年1月26日付で当社と日本興業が締結した合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は日本興業の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

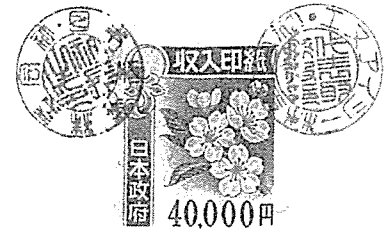
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後の日本興業の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の日本興業の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、本合併後における日本興業の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



合併契約書

日本興業株式会社（以下「甲」という）及びエヌアイシー株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりとする。

（甲） 吸収合併存続会社

商 号 日本興業株式会社

住 所 香川県さぬき市志度4614番地13

（乙） 吸収合併消滅会社

商 号 エヌアイシー株式会社

住 所 東京都港区芝二丁目29番11号

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、2021年4月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第3条 甲は、乙の全株式を所有しており、合併に際して、一切の対価を交付しない。

（合併承認決議）

第4条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(権利義務全部の承継)

第5条 乙は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。

2. 乙は、2020年4月1日から効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

(会社財産の善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙で協議のうえ、これを実行する。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 甲乙間の契約は、第4条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年1月26日

甲 香川県さぬき市志度4614番地13
日本興業株式会社
代表取締役 多 田 綾 夫



乙 東京都港区芝二丁目29番11号
エヌアイシー株式会社
代表取締役 福 田 将



第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

計 算 書 類 等

日本興業株式会社

第65期事業報告

〔 2019年4月 1日から
2020年3月31日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に緩やかな回復基調が持続していたものの、米中貿易問題の長期化や国内で相次いだ自然災害、消費税増税により減速傾向に転じるとともに、2020年に入り新型コロナウイルス感染拡大による世界的規模の経済活動の停滞が顕在化するなど、先行きは非常に厳しい状況で推移いたしました。

当社グループ（当社および子会社）の需要先である建設業界では、国の進める防災・減災や国土強靱化、災害復旧に向けた公共予算が重点配分されたものの、現場においては人手不足などの影響による工期延長や遅延が生じております。一方、民間建設投資については、住宅市場における2019年の新設住宅着工戸数が3年連続で減少したほか、都市部での再開発工事はあるものの、今後は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う大幅な縮減が予見されます。

このような状況のもと当社グループは、販売部門においては、営業担当と各支店に配置の営業推進部が連携の上、現場の省力化や生産性向上のためのプレキャスト化を訴求すべく役所やコンサルに向けた提案営業を鋭意推進するとともに、民間需要の開拓にも注力するなど、受注獲得に努めてまいりました。また、採算性の向上に向けて、高付加価値製品の拡販や難易度の高い特注物件の受注にも注力いたしました。一方、開発部門においては、新製品や新工法、新素材の開発に加え、特注物件への対応を強化するなど、販売部門の拡販を強力に支援いたしました。生産部門においては、生産性の向上をより一層推進するとともに、生産子会社ならびに協力会社との連携を強化しながら更なる原価の低減を推し進め、物流の効率化にも取り組むなど、グループ一丸となって収益の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、特に景観資材事業が好調であったことにより、売上高は126億円（前年比5.1%増）となりました。

利益面については、増収に加え、高付加価値製品の拡販に努めた結果、営業利益は5億27百万円（前年比116.4%増）、経常利益は5億54百万円（前年比94.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券評価損などの計上はあったものの、2億70百万円（前年比122.6%増）と、それぞれ増益となりました。

当期の期末配当金につきましては、去る4月28日開催の取締役会におきまして、1株につき25円（普通配当20円、特別配当5円）とさせていただきます。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

（セグメント別売上高の状況）

期 別 区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
土木資材事業	7,293	60.8	7,227	57.4	△ 65	△ 0.9
景観資材事業	3,445	28.8	4,135	32.8	689	20.0
エクステリア事業	1,249	10.4	1,237	9.8	△ 12	△ 1.0
合 計	11,988	100.0	12,600	100.0	611	5.1

（土木資材事業）

「安全・安心」や「国土強靱化」などをキーワードとした公共土木工事のみならず民間土木工事に向けて、建設現場における生産性向上や工期短縮を実現すべくプレキャスト化の提案を強力に推し進めたことで、ダム整備事業や北陸新幹線整備事業などの大型工事において高耐久性埋設型枠「SEEDフォーム」が採用されたほか、建設技術審査証明取得の耐塩害混和材「クロロガード」を配合したボックスカルバートや土留め板、西日本豪雨災害の復旧向けの擁壁製品などが売上を伸ばしたものの、災害復旧工事の遅延が一部生じたことにより、当セグメントの連結売上高は72億27百万円（前年比0.9%減）となりました。

新製品としては、スピーディーな対応が求められる災害復旧工事に向けて、即時脱型製法により短納期対応が可能で、施工性にも優れた河川用の大型積みブロック製品「ベアウォール」や、港湾施設のメンテナンス事業に用いられる高強度かつ施工性に優れたコンテナヤード用プレキャスト走行床板などを開発したほか、高速道路に敷設されている老朽化した側溝の改修工法「ハイパーRCD工法」に、トンネルや待避所にも対応する縁石一体型を投入するなど、製品や工法のラインナップ強化に取り組みました。

（景観資材事業）

多様化するユーザーのニーズに対応すべく、バリアフリーを始め透水・保水や遮熱などの機能性と洗い出し・ショット加工・研磨仕上げなどの高い意匠性を備えた豊富な製品ラインナップをベースに、特注対応力を活かした提案営業を推進した結果、東京オリンピック・パラリンピック関連物件を始め、電線類地中化に伴う歩道整備や大型商業施設、庁舎、学校、病院などの工事も順調に進捗したことで、車道用舗装材「ストロングペイブ」など主力の舗装材や特注ファニチュア製品が好調に推移したことにより、当セグメントの連結売上高は41億35百万円（前年比20.0%増）となりました。

新製品としては、「ストロングペイブ」について、通学路安全安心対策の「ゾーン30」対応として、車両走行時の速度抑制に効果的な石肌テクスチュアの追加や、大型建築外構向けの大判サイズの製品を開発したほか、雨水貯留機能をもつ「バリアフリーペイブSI」の目地改良や、浮床式の「フロートフローシステム」のパネル改良など、既存製品の機能性アップにも取り組みました。また、特注対応として、照明を巧みに取り入れたベンチやボラード、スツール、さらには、高い意匠性で街並みを彩るグラフィックコンクリートを用いた製品など、建築外構向け製品のラインナップ強化を図りました。

（エクステリア事業）

ガーデン関連製品について品揃えを強化するとともに、エクステリア製品の販売を担当する連結子会社のニッコーエクステリア株式会社においてハウスメーカーを中心に拡販を推し進めた結果、主力の立水栓を始めとするガーデン関連製品は堅調に推移したものの、積み材製品や敷材製品の減収をカバーするには至らず、当セグメントの連結売上高は12億37百万円（前年比1.0%減）となりました。

新製品としては、積みブロックの代替として、施工性や耐震性に優れ安全性能を高めた塀「ストロングウォール」や、エントランス用の日よけとして緩やかなカーブが美しい「スリットフェンス」を開発したほか、立水栓ユニットやガーデンシンク、シャワープレイスなどの水廻り製品のラインナップ強化や、多摩美術大学との産学共同プロジェクトによる共同制作にも引き続き取り組みました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢は、新型コロナウイルスの感染収束が見通せないなかで、極めて厳しい状況で推移するものと予想されます。当社グループの需要先である建設業界においても、官需・民需を問わず工事の縮減や延期が予見されます。

このような厳しい状況のなか、当社グループは、国の進める「国土強靱化」を始め、「防災・減災」、「安全・安心」、「維持・補修」などの重点テーマや建設現場の生産性向上へのソリューションとして、プレキャストコンクリート製品のもつ優れた特性をユーザーに訴求しながら地域の需要や特性に応じた提案を推し進め、シェアおよび収益の拡大を目指してまいります。また、当社オリジナルのカスタマイズ技術を駆使した高付加価値の製品・工法の開発と拡販に注力するとともに、3次元データを駆使した製品モデルの提案により難易度の高い特注物件への対応力強化を図り、多様化・高度化するユーザーのニーズに的確に応えてまいります。一方、老朽化の進む社会インフラのメンテナンスを担当する「インフラ・マネジメント部」においては、点検・調査業務へのICT（情報通信技術）の活用によるレベルアップを図りながら、施工体制の強化も進め、当事業を第4の事業の柱とすべく鋭意取り組んでまいります。生産部門においては、製造子会社の東播商事株式会社の吸収合併を始めとしたグループ全体の生産体制の再編により、製造現場の安全性向上と品質向上を両立させつつ効率化に努めるとともに、物流のより一層の合理化にも取り組むことで、製造原価や輸送コストの低減を推し進め利益の創出に努めてまいります。

以上のような施策を当社グループが一丸となって取り組み、当社の経営理念である「美しく豊かな環境づくり」の実現を目指して果敢に挑戦することで、成果をあげてまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞ格別のご理解をいただき、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、3億42百万円で、主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

(当社)

土木資材事業	土木型枠一式
景観資材事業およびエクステリア事業	志度工場、北関東工場 生産設備の更新

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

旧滋賀ヤード土地売却

(4) 資金調達の状況

上記の設備投資の必要資金は、自己資金を充当したほか、型枠、OA機器、車両などについてはリースを活用いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016 年度 第 62 期	2017 年度 第 63 期	2018 年度 第 64 期	2019 年度 第 65 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	13,641	12,272	11,988	12,600
経常利益 (百万円)	312	263	285	554
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	101	147	121	270
1 株当たり当期純利益 (円)	35.05	50.79	42.01	93.51
総 資 産 (百万円)	15,483	14,862	14,678	13,635
純 資 産 (百万円)	6,293	6,473	6,455	6,680

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。なお、2017 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を実施しております。第 62 期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を第 64 期の期首から適用しており、第 63 期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業の内容
ニッコーエクステリア 株式会社 (連結子会社)	百万円 90	% 100	建築資材の販売 造園工事の設計・施工
株式会社サンキャリア (連結子会社)	10	100	貨物取扱 配送センターの管理・運営 型枠製作、鉄筋加工品の製造・販売
東播商事株式会社 (連結子会社)	10	100	コンクリート二次製品の製造
エヌアイシー株式会社 (連結子会社)	30	60	コンクリート二次製品および 関連資材の販売

(注) 東播商事株式会社は、2020 年 4 月 1 日付で当社に吸収合併しております。

②その他の企業結合の状況

積水樹脂株式会社は、当社の株式を 690 千株 (出資比率 22.52%) 所有しており、当社は同社と企業提携基本契約 (業務提携、人材提携および資本提携) を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社の企業集団は当社および子会社4社で構成され、コンクリート二次製品の製造・販売ならびにこれらに付帯する輸送、工事請負などの事業活動を行っております。

当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

土木資材事業…………… 公共事業向けのボックスカルバート、ヒューム管、重圧管、L型擁壁ほか水路用・道路用・農林用・下水道用製品などであり、当社が製造・販売しております。また、子会社の東播商事株式会社は、土木関連製品の製造を行っております。同社は関西地区を中心として当社製品の一部製造を行っており、当社は同社の製品を仕入れております。同じく子会社のエヌアイシー株式会社は、当社製品の一部を東日本向けに販売しております。

景観資材事業…………… パブリックスペース向けのコンクリート舗装材、擬木、擬石などであり、当社が製造・販売しております。

エクステリア事業…………… 民間住宅向けのガーデン製品、積みブロックなどであり、当社が製造・販売しております。また、子会社のニッコーエクステリア株式会社は当社製品の一部を全国に販売しており、当社は同社の取扱い商品の一部を仕入れております。

子会社の株式会社サンキャリアは当社製品の運送手配および出荷業務を行っております。また、同社は、当社グループの製品製造に係る型枠製作および鉄筋加工品の製造・販売も行っております。同じく子会社の東播商事株式会社は、2020年4月1日付で当社に吸収合併しております。

当社はその他の関係会社である積水樹脂株式会社と企業提携基本契約を締結しており、同社から合成樹脂と金属の複合製品などを仕入れ、当社製品を同社へ販売しております。また、同社の子会社である積水樹脂アセットマネジメント株式会社から資金の借入を行っております。

(8) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	香川県さぬき市
	営業所	四国（香川県）、中国（岡山県）、兵庫、大阪、名古屋、関東（東京都）、東北（宮城県）
	工 場	高松（香川県・徳島県）、志度（香川県）、柵原（岡山県）、北関東（茨城県）
ニッコーエクステリア株式会社	本 社	香川県さぬき市
	営業所	西日本（香川県）、中日本（愛知県）、東日本（埼玉県）
株式会社サンキャリア	本 社	香川県さぬき市
	営業所	四国（香川県）、関東（茨城県）
	工 場	三木（香川県）、多和（香川県）
東播商事株式会社	本 社	兵庫県加東市
	工 場	兵庫県加東市
エヌアイシー株式会社	本 社	東京都港区
	営業所	茨城県笠間市

（注）東播商事株式会社は、2020年4月1日付で当社に吸収合併しております。

(9) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
土木資材事業	166	1
景観資材事業	100	2
エクステリア事業	28	△ 5
全社共通	42	2
合 計	336	—

（注） 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 土木資材事業、景観資材事業およびエクステリア事業の人員は、それぞれ当該事業の事業本部、工場、営業、開発および技術に関する業務に従事する人員であります。

3. 全社共通の人員は、主に当社の管理部門の人員であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社伊予銀行	1,360
株式会社香川銀行	779
株式会社中国銀行	414
株式会社商工組合中央金庫	385
株式会社みずほ銀行	100
積水樹脂アセットマネジメント株式会社	50
株式会社常陽銀行	50
農林中央金庫	50

（注） 借入金残高は、長期借入金および短期借入金の合計額であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,200,000 株
- (2) 発行済株式の総数 2,896,017 株 (自己株式 168,183 株を除く)
- (3) 株主数 1,310 名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
積水樹脂株式会社	690,000	23.83
ニッコー共栄会	331,900	11.46
ニッコー持株会	137,712	4.76
宇部興産株式会社	111,320	3.84
株式会社伊予銀行	78,300	2.70
アサノ産業株式会社	72,328	2.50
中山盛雄	67,240	2.32
株式会社香川銀行	52,500	1.81
クレディ・スイス証券株式会社	52,300	1.81
株式会社商工組合中央金庫	43,300	1.50

- (注) 1. 当社は、自己株式 168,183 株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
多 田 綾 夫	代表取締役会長	
三 輪 武 志	代表取締役社長 社長執行役員 土木・景観事業本部長	
仙 頭 靖 夫	取締役	株式会社NB建設 代表取締役社長 学校法人武蔵野大学経営学部客員教授
藤 原 祐 司	取締役	
佐々木 英至	取締役	積水樹脂株式会社 取締役執行役員 第二事業本部副本部長
藤 田 諭	取締役常務執行役員 生産部門管掌 生産改善部長	
山 口 芳 美	取締役執行役員 管理部門管掌 総務人事部長	
久 保 淳	取締役執行役員 経理財務部長兼経営管理部長	
川 人 秀 昭	常勤監査役	
多 田 章 人	監査役	積水樹脂株式会社 監査室長
新 名 均	監査役	新名均税理士事務所 税理士

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、武田均氏ならびに田中澄夫氏が取締役を退任いたしました。
2. 2019年6月25日開催の第64期定時株主総会において、三輪武志氏、佐々木英至氏ならびに久保淳氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 2019年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、妹尾隆氏が監査役を辞任いたしました。
4. 2019年6月25日開催の第64期定時株主総会において、多田章人氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役仙頭靖夫氏、藤原祐司氏ならびに佐々木英至氏は、社外取締役であります。
6. 監査役多田章人氏ならびに新名均氏は、社外監査役であります。
7. 監査役多田章人氏は、積水樹脂株式会社において、事業管理および内部監査に係る豊富な経験を有しており、財務および会計ならびに監査に関する相当程度の知見を有しているものであります。
8. 監査役新名均氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有しているものであります。
9. 当社は、取締役仙頭靖夫氏、取締役藤原祐司氏ならびに監査役新名均氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役	9 名	46,620 千円
監 査 役	2 名	10,800 千円
計	11 名	57,420 千円

- (注) 1. 株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額 150,000 千円であります。(1997 年 6 月 27 日定時株主総会)
2. 株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額 40,000 千円であります。(1997 年 6 月 27 日定時株主総会)
3. 上記には、使用人兼務役員の使用人分給与相当額（賞与含む）20,280 千円は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役仙頭靖夫氏は、株式会社NB建設の代表取締役社長であり、学校法人武蔵野大学経営学部客員教授であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役佐々木英至氏は、積水樹脂株式会社の取締役執行役員であり、監査役多田章人氏は積水樹脂株式会社の監査室長であります。同社は当社の株式を持株比率で 23.83%（690 千株）所有しており、当社は同社と企業提携基本契約（業務提携、人材提携および資本提携）を締結しております。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	仙頭 靖夫	取締役会 13 回開催のすべてに出席 必要に応じ、経営戦略に関する観点から発言を行っております。
取締役	藤原 祐司	取締役会 13 回開催のすべてに出席 必要に応じ、経営管理に関する観点から発言を行っております。
取締役	佐々木英至	2019 年 6 月に取締役就任以降開催された取締役会 10 回のうち 9 回出席 必要に応じ、経営管理に関する観点から発言を行っております。
監査役	多田 章人	2019 年 6 月に監査役就任以降開催された取締役会 10 回、監査役会 10 回のすべてに出席 必要に応じ、財務および会計に関する観点から発言を行っております。
監査役	新名 均	取締役会 13 回開催、監査役会 14 回開催のすべてに出席 必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役仙頭靖夫、藤原祐司、佐々木英至ならびに社外監査役多田章人、新名均の各氏と締結しておりますが、概要は以下のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとする。

④当事業年度に係る報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	3 名	9,600 千円	—

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人有限責任監査法人トーマツと締結しておりますが、概要は以下のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとする。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第 2 条第 1 項の監査業務の報酬 24,500 千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28,700 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区別しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、「収益認識に係る会計基準」適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積等が適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第 340 条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査役会において株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図るとともに株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題と考えております。また、今後も予断を許さない経営環境のなかで、収益力を強化するとともに内部留保の充実も考慮した剰余金の配分に努めてまいります。

内部留保の使途につきましては、今後の生産設備の拡充や IT 化をはじめ、既設生産・加工設備の合理化・省力化のための設備投資や製品開発投資ならびに新情報・物流システムの開発による販売強化などの資金需要に対する再投資に充てる一方、借入金の返済を進めるなど、有効な活用を図る所存であります。

7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会が法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の遂行を監督するとともに、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席することにより、意思決定の適法性を確保しております。加えて、内部監査部門である監査室が、当社各事業所において、会計監査および業務監査を行っております。

また、「日本興業グループ企業行動指針」を定め、日本興業グループ役職員のコンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを明文化し周知徹底に努めるほか、不当要求に対しても所轄の警察署や顧問弁護士などの関係機関と連携し、組織的かつ速やかに対処いたします。

さらに、社内通報制度「NIKKO コンプライアンスサポートネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合は日本興業グループ役職員から直接社内窓口に通報できる体制を設け、不正行為の早期発見と迅速な是正に努めるとともに、「コンプライアンス委員会」により、継続的な啓蒙活動を通じて日本興業グループ全般のコンプライアンスの強化・推進を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要書類は法令および社内規程に基づき、主管部署が責任をもって保存・管理しております。なお、決裁書その他重要書類は、監査役の要求がある場合に加え、定期的に監査役の閲覧に供されております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営推進会議で定められた方針に基づき、品質・安全・環境・製造物責任およびコンプライアンスについてはそれぞれ該当する委員会や主管部署を設置して日本興業グループ全般のリスク管理を行い、他のリスクに関しては各担当部署および各子会社において業務上のリスクを認識し、リスクの対応策を講じております。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、日本興業グループの役職員に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は緊急対策本部を設置し、迅速・適確な対応を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を少人数で構成し、毎月1回これを開催することにより、経営に関する迅速な意思決定を図るほか、執行役員制を導入し、適確かつ迅速な業務執行を行っております。さらに、取締役会の効率性を確保するため、原則として取締役および執行役員により構成される経営推進会議において、常勤監査役が出席し、十分な事前審議を行っております。

⑤ 日本興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「理念・実践」や「行動指針」等を示される基本的な考え方をグループ全体で共有するとともに、子会社の重要な意思決定についてはその自主性を尊重しつつ、適切に関与・協議を行い、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行っております。

さらに、当社は、子会社より業務執行に関する重要な情報について適宜報告を受け、業務執行の適正性を確保するほか、当社内部監査部門である監査室による監査や当社監査役・会計監査人による監査を通してグループの適法性を確保しております。

日本興業グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」が統括・推進するほか、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置き、コーポレートガバナンスの維持・強化を図っております。

⑥監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査業務を円滑に遂行するための補助使用人を取締役等に要請した場合、取締役等は監査役と協議し、補助使用人を置きます。当該使用人には、監査役からの指示のもと、監査役補助業務の遂行に必要な権限を付与します。

当該使用人の専任・兼任の別や異動等人事事項に係る決定については、監査役の同意を要します。

⑦取締役、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役および子会社の代表取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他会社の経営上重要な影響を及ぼす事実を発見したときは、「危機管理マニュアル」に定める経路により、常勤監査役に報告するとともに、さらにその体制の整備を図ります。

また、監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席するほか、監査役監査や決裁書等の重要文書閲覧の際には、必要に応じて担当者にその説明を求めています。加えて、子会社往査等を通じて子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

内部監査部門である監査室は、当社および子会社への会計監査および業務監査を行っており、監査結果はその都度、代表取締役および監査役に報告します。

さらに、社内通報制度「NIKKO コンプライアンスサポートネットワーク」は、子会社の役員、従業員も利用可能であり、受付窓口は、通報者の個人情報等に配慮したうえで、その通報内容等を当社の代表取締役および常勤監査役へ報告します。なお、監査役へこれらの報告を行った役員、従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑧監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払や支出した費用の償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、その費用等を負担します。

⑨その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人が実施した定期的な会計監査の説明を受けて情報交換を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携・協調を図り、監査の充実に努めております。

（２）当該体制の運用状況の概要

当社は、2015 年 4 月 24 日開催の取締役会におきまして、当該体制の一部改正を決議し、上記（１）に記載の体制といたしました。また、当社は、当社グループも含め上記に記載の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会を13回開催し、法令・定款に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。
- ・経営推進会議を12回開催し、常勤監査役出席のもと取締役会の効率性を確保するために取締役会付議事項の事前審議・論点整理等を行いました。また、同会議ならびに関係会社社長会において、当社の子会社の業務執行に関する報告・審議を行いました。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、当社グループ（当社および子会社）におけるコンプライアンスに関する課題の把握とその拡充に向けた対策の検討を行いました。
- ・監査室は、監査実施計画に基づき、当社の各部門の業務執行ならびに子会社の業務の監査を実施するとともに、監査結果はその都度代表取締役および監査役に報告しております。
- ・監査役会を14回開催し、監査に関する重要な事項を決定するとともに、監査結果等の報告や意見交換等を行いました。また、監査役は、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況の把握を行うとともに、当社の各部門および子会社への往査を実施しました。加えて、会計監査人と定期的に情報交換を行い、常勤監査役が会計監査人の往査に立ち会うなど、監査の充実に努めました。

貸 借 対 照 表

(2020 年 3 月 31 日現在)

単位：千円（単位未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,535,137	流動負債	5,633,235
現金及び預金	839,367	支払手形	845,531
受取手形	1,569,626	電子記録債務	879,496
電子記録債権	1,139,491	買掛金	498,161
売掛金	1,669,595	短期借入金	2,050,000
商品及び製品	833,917	1年内返済予定の長期借入金	440,602
仕掛品	87,221	リース債務	106,572
未成工事支出金	6,041	未払金	271,597
原材料及び貯蔵品	227,000	未払費用	133,247
前払費用	16,304	未払法人税等	50,173
関係会社短期貸付金	120,500	未払消費税等	111,841
その他	26,742	預り金	8,756
貸倒引当金	△ 670	賞与引当金	160,000
固定資産	6,243,737	役員賞与引当金	10,140
有形固定資産	5,335,358	設備関係支払手形	35,705
建物	704,806	設備関係電子記録債務	12,781
構築物	224,167	設備関係未払金	18,629
機械及び装置	492,995	固定負債	793,729
車両運搬具	472	長期借入金	599,121
工具、器具及び備品	54,414	リース債務	144,997
土地	3,594,791	長期未払金	4,458
リース資産	232,018	長期預り金	45,153
建設仮勘定	31,690	負債合計	6,426,965
無形固定資産	168,987	(純資産の部)	
借地権	114,689	株主資本	6,149,330
ソフトウェア	22,903	資本金	2,019,800
その他	31,394	資本剰余金	2,016,611
投資その他の資産	739,392	資本準備金	505,000
投資有価証券	142,762	その他資本剰余金	1,511,611
関係会社株式	483,400	利益剰余金	2,204,052
繰延税金資産	13,542	その他利益剰余金	2,204,052
長期前払費用	6,419	繰越利益剰余金	2,204,052
破産更生債権等	283	自己株式	△ 91,132
差入保証金	17,999	評価・換算差額等	202,579
前払年金費用	66,173	その他有価証券評価差額金	202,579
その他	9,095	純資産合計	6,351,910
貸倒引当金	△ 283		
資産合計	12,778,875	負債・純資産合計	12,778,875

損 益 計 算 書

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

単位：千円（単位未満切捨）

科 目	金 額	
売上高		10,836,085
売上原価		8,771,435
売上総利益		2,064,649
販売費及び一般管理費		1,612,922
営業利益		451,727
営業外収益		
受取利息	1,903	
受取配当金	33,887	
受取賃貸料	50,817	
工業所有権実施許諾料	5,029	
雑収入	17,994	109,632
営業外費用		
支払利息	13,745	
賃貸費用	26,530	
雑損失	1,310	41,586
経常利益		519,773
特別損失		
固定資産売却損	2,032	
固定資産除却損	27,240	
投資有価証券評価損	74,414	
会員権評価損	837	104,524
税引前当期純利益		415,248
法人税、住民税及び事業税	64,060	
法人税等調整額	90,215	154,276
当期純利益		260,972

株主資本等変動計算書

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

単位：千円（単位未満切捨）

残高及び変動事由	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,019,800	505,000	1,511,609	2,016,609
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	1	1
当期末残高	2,019,800	505,000	1,511,611	2,016,611

残高及び変動事由	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2, 001, 004	2, 001, 004	△ 90, 964	5, 946, 449
当期変動額				
剰余金の配当	△ 57, 924	△ 57, 924		△ 57, 924
当期純利益	260, 972	260, 972		260, 972
自己株式の取得			△ 179	△ 179
自己株式の処分			11	13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	203, 048	203, 048	△ 168	202, 881
当期末残高	2, 204, 052	2, 204, 052	△ 91, 132	6, 149, 330

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	152,722	152,722	6,099,171
当期変動額			
剰余金の配当			△ 57,924
当期純利益			260,972
自己株式の取得			△ 179
自己株式の処分			13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49,856	49,856	49,856
当期変動額合計	49,856	49,856	252,738
当期末残高	202,579	202,579	6,351,910

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定)

未成工事支出金……………個別原価法

商品・原材料……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………10～50 年

機械及び装置……………7～12 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）の耐用年数は、社内における利用可能期間（5 年）
であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、発生事業年度に費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定率法により、発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
…… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事
…… 工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	50,276 千円
建物	370,258 千円
構築物	49,436 千円
機械及び装置	187,850 千円
土地	1,389,193 千円
計	2,047,015 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,032,037 千円
1年内返済予定の長期借入金	421,042 千円
長期借入金	599,121 千円
計	2,052,200 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,458,471 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	288,678 千円
短期金銭債務	545,323 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	556,282 千円
仕入高	1,166,523 千円
支払運賃等	1,259,585 千円
営業取引以外の取引高	78,430 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	168,183 株
------	-----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産	50,135 千円
賞与引当金	48,736 千円
投資有価証券	22,718 千円
未払事業税	6,092 千円
未払費用	16,539 千円
貸倒引当金	290 千円
その他	3,721 千円
繰延税金資産小計	148,233 千円
評価性引当額	△ 25,712 千円
繰延税金資産合計	122,520 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	88,821 千円
前払年金費用	20,156 千円
繰延税金負債合計	108,977 千円
繰延税金資産の純額	13,542 千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
その他の 関係会社	積水樹脂 株式会社	所有 直接 0.40%	当社製品の販売	コンクリート二次 製・商品等の販売	23,940	売掛金	7,671
		被所有 直接 23.90%	同社商品の仕入 役員の兼任1名	合成樹脂製・商品等の 購入	211,226	支払手形 買掛金	58,815 32,960

(注) 1 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、残高は消費税等を含んでおります。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引については一般の取引と同様に市場価格を参考に、また取引条件については一般の取引と同様な取引条件となっております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	ニッコーエ クステリア 株式会社	所有 直接 100%	当社製品の販売	コンクリート二次 製・商品等の販売	506,700	電子記録債権 売掛金	199,194 56,167
			同社商品の仕入 役員の兼任1名	石材・砂利等の商品の 仕入	23,895	買掛金	1,752
	株式会社 サンキャリ ー	所有 直接 100%	当社製品の運送 手配及び出荷業務	コンクリート二次 製・商品等の運送手配	1,259,585	支払手形 買掛金	230,767 23,214
			鉄筋加工品等の 仕入	鉄筋加工品等の仕入	221,762	未払金	126,061
			資金支援	資金の貸付	—	短期貸付金	40,000
			役員の兼任2名	利息の受取	778	—	—
	東播商事 株式会社	所有 直接 100%	同社商品の仕入	コンクリート二次 製・商品等の仕入	709,639	買掛金	68,166
			生産設備等の 賃貸	土地、建物及び生産 設備の賃貸	27,804	—	—
			資金支援	資金の貸付	50,000	短期貸付金	80,000
			役員の兼任2名	利息の受取	1,063	—	—
	エヌアイシ ー株式会社	所有 直接 60%	当社製品の販売 役員の兼任2名	コンクリート二次 製・商品等の販売	24,879	受取手形 売掛金	6,313 1,367

(注) 1 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、残高は消費税等を含んでおります。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引については一般の取引と同様に市場価格を参考に、また取引条件については一般の取引と同様な取引条件となっております。

短期貸付金の利息は、短期プライムレート+0.125%/年を適用しております。

3. 兄弟会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称	議 決 権 の 所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	積水樹脂 アセットマ ネジメント 株式会社	なし	資金の借入	資金の借入	200,000	短期借入金	50,000
			役員の兼任なし	利息の支払	325	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

短期借入金の利息は、基準金利 (T I B O R) + 0.5%/年を支払っており、受取手形を担保提供しております。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称	議 決 権 の 所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を所有 している 会社	株式会社 カネカ	当 社 役 員 の 近 親 者 が 100%を 直接保有	当社製品の外注 委託	外注委託	59,207	支払手形	10,172
						買掛金	5,036

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引については一般の取引と同様に市場価格を参考に、また取引条件については一般の取引と同様な取引条件となっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,193 円 33 銭

1 株当たり当期純利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90 円 11 銭

重要な後発事象に関する注記

連結子会社の吸収合併

当社は、2020年1月24日開催の取締役会において、当社の完全子会社である東播商事株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2020年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

①結合企業

名 称	日本興業株式会社
事業内容	コンクリート二次製品の製造・販売等

②被結合企業

名 称	東播商事株式会社
事業内容	コンクリート二次製品（土木関連製品）の製造

(2) 企業結合日

2020年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

日本興業株式会社を存続会社、東播商事株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 企業結合の目的

関西地区の土木関連製品の供給体制のさらなる効率化・強化を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

なお、これにより、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益として199,740千円を特別利益に計上する予定であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

日本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 誉 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田 哲也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本興業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

日本興業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 人 秀 昭 ㊞

社外監査役 多 田 章 人 ㊞

社外監査役 新 名 均 ㊞

以 上